

- 一 石減額ノ實施期ハ本年三月八日ヨリ實施スルコト
- 二 雜役者ニ對シテハ仕事多化ナレバ限リ其ノ多化ノ程度ニ依リ新定日給ノ二割以内ニ於テ今増シテ支給スルコト
- 三 在籍後卒員中ヨリ兵隊ニ徴収ビシメタル者ニ對シテハ其ノ除隊後直チニ採用スルコト
- 四 本年二面ノ賞與ハ其ノ大給標準ノ最低ヨリ従来ヨリ元給公率ノ高上ヲ考慮シ日給額ノ何日分ト定メ公示スルコト
- 五 昇給制度ヲ制定シ公示スルコト
- 六 但シ其ノ制度ノ實施期ハ進テ發表スルコト
- 七 選廠及解雇手當ノ支給内規ヲ進テ發表スルコト
- 八 工場内ノ衛生設備ヲ促進スルコト
- 九 工場側トシテハ経営立行ニ限リ後卒員ヲ減員セサル方針ヲ採ルコト

一〇 従業員側ニ於テハ今後尚一層作業ニ奮勵スヘキハ勿論各都一層自重自製シ合ヒ工具其ノ他諸消耗品一切ニ於テ極力節約ヲ勵行シ無駄ヲ防止シテ必ス其ノ實績ヲ著クル事ヲ期ス

昭和六年二月十六日 支配人 山口 協三

筆書 二木 米藏  
高梨 四郎

右及申(通)紙假止